

千葉県警察本部新庁舎建設等事業

入札説明書

平成16年10月26日

千 葉 県

目 次

第 1 入札説明書の定義	1
第 2 事業概要	2
1 事業内容に関する事項.....	2
(1) 事業名称.....	2
(2) 事業の目的.....	2
(3) 事業の概要.....	2
(4) 事業方式.....	3
(5) 事業期間.....	4
(6) SPC の収入.....	4
(7) 予定事業スケジュール.....	4
(8) 事業に必要と想定される根拠法令等.....	4
第 3 事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 事業者の募集及び選定の方法.....	5
2 選定の手順及びスケジュール.....	5
3 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件.....	6
(1) 入札に参加する者の構成等.....	6
(2) 入札参加者の構成員等の資格要件.....	6
(3) 入札参加者の構成員等の制限.....	7
(4) 千葉県入札参加資格の審査申請.....	8
4 入札手続等.....	9
(1) 入札説明書等に関する事項.....	9
(2) 入札参加資格の確認.....	11
(3) 入札方法等.....	14
(4) 開札.....	17
(5) 基本協定の締結.....	17
(6) 事業契約の締結.....	17
5 落札者の決定方法等.....	17
(1) 選定委員会.....	18
(2) ヒアリングの実施.....	18
(3) 落札者の決定及び公表.....	18
6 契約に関する基本的な考え方.....	18
(1) 基本協定の締結.....	18
(2) SPC の設立.....	19
(3) 事業契約の締結.....	19
第 4 立地並びに規模及び配置に関する事項	20
1 施設の立地条件.....	20

2 土地の取得に関する事項	20
3 施設の概要.....	20
(1) 千葉県警察本部新庁舎	20
(2) その他付属施設.....	20
4 既存建物の概要（解体撤去）	20
(1) 南庁舎.....	20
第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 ..	21
第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項.....	22
1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	22
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	22
3 国庫補助金.....	22
4 その他の支援に関する事項.....	22
第7 その他事業の実施に関し必要な事項	23
1 議会の議決.....	23
2 情報公開及び情報提供.....	23
3 入札説明書等に関する問合せ先	23

第1 入札説明書の定義

千葉県警察本部新庁舎建設等事業入札説明書(以下「入札説明書」という)は、千葉県(以下「県」という。)が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づく事業(以下「PFI事業」という。)として特定事業の選定を行った、千葉県警察本部新庁舎建設等事業(以下「本事業」という。)に対して平成16年10月26日付け千葉県報号外第75号により公告した総合評価一般競争入札(以下「入札」という。)についての説明書である。

当該入札に係る調達は、1994年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

入札説明書に添付されている、千葉県警察本部新庁舎建設等事業の業務要求水準書(以下「要求水準書」という。)、千葉県警察本部新庁舎建設等事業の事業契約書(案)(以下「事業契約書(案)」という。)、千葉県警察本部新庁舎建設等事業の基本協定書(案)(以下「基本協定書(案)」という。)、千葉県警察本部新庁舎建設等事業の落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)、千葉県警察本部新庁舎建設等事業のVE提案要領(以下「VE提案要領」という。)及び千葉県警察本部新庁舎建設等事業の様式集(以下「様式集」という。)は一体のものとする(以下「入札説明書等」という。)

なお、入札説明書等と実施方針等及び実施方針等に関する質問・回答、要求水準書(案)特殊機器編(概要版)に関する質問・回答に相違のある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針等及び実施方針に関する質問・回答、要求水準書(案)特殊機器編(概要版)に関する質問・回答、入札説明書等に関する質問・回答によることとする。

第2 事業概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

千葉県警察本部新庁舎建設等事業

(2) 事業の目的

千葉県警察本部（以下「警察本部」という。）では、「安全で安心できる県民生活の確保」を重点目標に掲げ、県民の期待と信頼にこたえる活動の推進を図っている。

近年、犯罪はハイテク・高度化、国際化の傾向にある一方で、県民の身近に発生し不安を及ぼしている路上強盗、ひったくり等の街頭犯罪、侵入窃盗、侵入強盗等の侵入犯罪の増加に歯止めをかけ、県民が安心して暮らせる町づくりに向けた警察活動に取り組んでいる。

本事業は、これらの警察活動における機能の強化と、迅速かつ緊密な指揮連絡体制の確立と庁舎の狭あい化のため分散した警察本部機能を一元化し、最新の機器等を整備して業務の効率化を図り、県民生活の安全に一層貢献できるようにするものである。

以上の目的を達成するために、本事業においては、PFI法第7条第1項の規定により特定事業を実施する者として選定された事業者が、県が所有する土地に実施設計を基に施設を建設し、施設の維持管理、運営業務を実施することにより、事業者の有する技術及び経営資源、創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスを提供することで警察業務が円滑に実施されることを目的とする。

(3) 事業の概要

本事業は、「千葉県庁南庁舎の解体及び新たに千葉県警察本部新庁舎を建設し、施設の維持管理及び運営を実施すること」（以下「新庁舎に関する業務」という。）及び「千葉県警察本部新庁舎に各種特殊機器を設計・調達・設置し及びその保守管理を実施すること」（以下「特殊機器に関する業務」という。）を行うものである。

県は本事業への参加を希望する民間事業者の募集、評価及び選定を行う。選定された民間事業者は、本事業の実施のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、以下の業務を実施する。具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

ア 新庁舎に関する業務

(ア) 施設の整備に関する業務

- a. VE（Value Engineering）提案に伴う設計変更業務
- b. 解体撤去業務（千葉県庁南庁舎の解体・撤去）
- c. 建設工事業務
- d. 工事監理業務
- e. 広報センター整備業務
- f. 備品整備業務

(イ) 施設の維持管理に関する業務

- a. 建物保守管理業務

- b. 設備保守管理業務
- c. 外構維持管理業務
- d. 清掃業務
- e. 植栽維持管理業務

(ウ) 施設の運営に関する業務

- a. 警備業務（庁舎周辺の警備等）
 - b. 受付案内業務（来庁者の受付案内等）
 - c. 広報センター運営業務（広報センターの企画・立案、広報センターの受付案内、通信指令室及び交通管制センターの見学者案内を含む運営）
 - d. 福利厚生諸室運営業務（10階に予定している食堂・喫茶室、売店・クリーニング店の運営）
 - e. 喫茶店運営業務（1階に予定している喫茶店の運営）
- * 福利厚生諸室運営業務、喫茶店運営業務は独立採算施設として考えている。

イ 特殊機器に関する業務

特殊機器とは国及び県が従来方式で整備するシステム以外のシステムを言う。特殊機器に関する業務は下記に示すとおりである。

(ア) 特殊機器の整備に関する業務

- a. 特殊機器の設計業務
- b. 特殊機器の製作、設置業務及び関連業務（県下の各警察署等への設置及び関連業務を含む）
- c. 本事業で整備する特殊機器とは以下のシステムを示す。
 - ・通信指令システム（警察本部庁舎及び県下の各警察署等を対象）
 - ・警備部会議室システム（警察本部庁舎のみを対象）
 - ・刑事部会議室システム（警察本部庁舎のみを対象）

(イ) 特殊機器の保守管理に関する業務

特殊機器の保守管理業務（警察本部庁舎及び県下の各警察署に整備した特殊機器の保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む）

ウ その他

新庁舎に関する業務及び特殊機器に関する業務における引渡し業務

(4) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき実施するものとし、SPCは県が所有権を有する土地に存在する現千葉県庁南庁舎を解体し、新たに施設等を建設した後、県に施設の所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理・運営業務を実施するいわゆるBTO（Build Transfer and Operate）方式とする。

(5) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 41 年 3 月 31 までの予定とする。ただし、広報センター運営業務、特殊機器の保守管理業務については、平成 31 年 3 月 31 日までの予定とする。

(6) SPC の収入

県は、SPC が実施する本事業に要する費用のうち、施設の整備に関する業務及び特殊機器の整備に関する業務に係る費用について、あらかじめ定める額を供用開始後に割賦方式により SPC に支払う予定である。また、県は、施設の維持管理に関する業務、施設の運営に関する業務（但し、独立採算施設を除く。）及び特殊機器の保守管理に関する業務に係る費用については、事業契約書の規定に定められる額を事業期間に渡り SPC に支払う予定である。支払い方法については事業契約書（案）を参照すること。

(7) 予定事業スケジュール

ア	事業契約締結	平成 17 年 10 月上旬
イ	南庁舎の解体	平成 18 年 4 月～平成 18 年 9 月
ウ	施設等の建設	平成 18 年 10 月～平成 21 年 5 月
エ	供用開始	平成 21 年 6 月
オ	施設等の維持管理	平成 21 年 6 月～平成 41 年 3 月（約 20 年）
カ	福利厚生諸室、喫茶店運営	平成 21 年 6 月～平成 41 年 3 月（約 20 年）
キ	警備業務、受付案内業務	平成 21 年 6 月～平成 41 年 3 月（約 20 年）
ク	広報センターの運営	平成 21 年 6 月～平成 31 年 3 月（約 10 年）
ケ	特殊機器の保守管理	平成 21 年 6 月～平成 31 年 3 月（約 10 年）

(8) 事業に必要と想定される根拠法令等

- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ・ 建築基準法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律(ハートビル法)
- ・ 下水道法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・ 健康増進法
- ・ 消防法
- ・ 振動規制法
- ・ 水道法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法

- ・ 大気汚染防止法
- ・ 電気事業法
- ・ 電波法
- ・ 都市計画法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 労働安全衛生法
- ・ その他関係法令

* 上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うにあたり必要とされるその他の千葉県条例並びに関係法令等についても遵守のこと。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

県は、透明性の確保と公正な競争の促進に配慮しながら、参画を希望する民間事業者から本事業に対する提案を広く公募する。

SPCの選定に当たっては、本事業の実施に係る対価の額及び提案内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札に付することとして、その旨を千葉県報に登載し公告する。

また、本事業は政府調達協定（「1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」をいう。）の対象であり、入札手続は「千葉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」（平成7年12月26日規則第100号）に基づいて実施する。

2 選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集・選定に当たってのスケジュールは、下記のとおりとする。

日 程	内 容
平成 16 年	
10月26日(火)	入札公告
10月27日(水)～10月29日(金)	入札説明会の申し込み
11月2日(火)	入札説明会
11月4日(木)～11月12日(金)	入札説明書等に関する質問受付
11月26日(金)	入札説明書等に関する質問に対する回答・公表
12月1日(水)～12月3日(金)	参加表明書資格確認申請書の受付
12月10日(金)	資格審査結果の通知
12月13日(月)	入札参加資格がないとされた場合の理由説明の受付
12月15日(水)	入札参加資格がないとされた場合の理由の回答
12月15日(水)～12月17日(金)	要求水準書（通信指令システム編・警備部会議室システム編・刑事部会議室システム編）の配付
12月17日(金)	実施設計図書有償頒布
平成 17 年	
1月11日(火)～1月12日(水)	VE 提案・実施設計図書・要求水準書（通信指令システム

	編・警備部会議室システム編・刑事部会議室システム編)に関する質問受付
1月25日(月)	VE提案・実施設計図書に関する質問に対する回答
2月10日(木)	要求水準書(通信指令システム編・警備部会議室システム編・刑事部会議室システム編)に関する質問に対する回答
2月17日(木)~2月18日(金)	VE提案の受付
3月25日(金)	VE審査結果の通知
4月27日(水)	入札書類の受付・開札
6月上旬	審査結果の公表
6月中旬	基本協定の締結
8月上旬	仮事業契約締結
10月上旬	事業契約締結

3 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札に参加する者の構成等

入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、施設の建設、施設の維持管理及び運営、特殊機器の整備及び保守管理、その他本事業に関連する業務を実施することを予定する単体企業(以下「応募企業」という。)又は複数の企業で構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)であること。

ア 入札参加者は入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時に、応募企業又は応募グループを構成する企業(以下「構成員」という。)が本事業の実施上果たす役割等について明らかにし、応募グループにあっては、代表企業を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行う。

イ 応募企業又は応募グループの構成員は、SPC に対して出資するものとし、その議決権が全体の50%を超えるものとする。

ウ 応募グループの構成員以外のもので、事業開始後、SPC から直接業務を受託し、又は請負うことを予定している者(以下「協力企業」という。)についても、入札参加表明書において協力企業として明記すること。

エ 入札参加表明書等により、参加の意思を表明した応募企業又は応募グループの構成員若しくは協力企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

オ 応募企業又は応募グループの構成員若しくは協力企業は、他の応募グループの構成員及び協力企業に参加することはできない。

(2) 入札参加者の構成員等の資格要件

応募企業は又は応募グループの構成員及び協力企業のうち、以下の業務を実施する者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。なお、建設業務、維持管理及び運営業務、特殊機器の整備及び保守管理業務において、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。

ア 建設業務に当たる者

- (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建築一式工事、電気工事、管工事につき特定建設業の許可を受けている者で、当該許可を受けている工事に係る千葉県の入札の参加資格に関する審査を受け、資格を有すると認定されている者。
- (イ) 建築一式工事において、建設業法第26条の規定による監理技術者で(I)に掲げる工事の監理実績がある者を専任で配置できること。
- (ウ) 平成15~17年度千葉県建設工事等入札参加資格者として登録され、平成15年1月1日以降に終了する営業年度に係る経営事項審査結果の総合評定値又は総合評点が以下の点数以上であること。
建築一式工事 1,200点 / 電気工事 1,100点 / 管工事 1,100点
上記工事を同一の企業が実施することも、複数の企業が実施することも差しつかえない。ただし、共同で一つの業務に当たる場合はいずれかが資格要件を満たすこと。
- (I) 建築一式工事企業は、入札公告日以前10年以内で工事を完成し引渡した、延べ面積10,000㎡以上の官公庁舎又はこれに準ずる施設を元請として施工した実績のある者。
なお、JVで施工した場合はJVへの出資が20%以上の場合について出資者の実績とする。

イ 維持管理及び運営業務に当たる者

- (ア) 千葉県物品等入札参加資格に関する審査を受け、資格を有すると認定されている者。
- (イ) 平成14~16年度千葉県物品等入札参加適格者として委託「A級」で認定され、「建物清掃」「建築設備保守」「警備・受付」の各業種分類でそれぞれ登録された者。
上記業務を同一の企業が実施することも、複数の企業が実施することも差しつかえない。
- (ウ) 「建物清掃」及び「建築設備保守」については、入札公告日以前10年以内で、延べ面積10,000㎡以上の官公庁舎の業務実績がある者。また、「警備・受付」については、入札公告日以前10年以内で、官公庁舎の業務実績がある者。
- (I) 広報センター運営業務、福利厚生諸室運営業務、喫茶店運営業務に関する資格要件は除外する。

ウ 特殊機器の整備及び保守管理業務に当たる者

- (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、電気通信工事につき特定建設業の許可を受けている者で、当該工事に係る千葉県の入札の参加資格に関する審査を受け、資格を有すると認定されている者。
- (イ) 平成15~17年度千葉県建設工事等入札参加資格者として登録され、平成15年1月1日以降に終了する営業年度に係る経営事項審査結果の総合評定値又は総合評点が1,150点以上であること。
- (ウ) 本事業と同種の特種機器(通信指令システム、刑事部会議室システム、警備部会議室システム)若しくは、類似のシステムを元請で開発、納入した実績を有すること。

(3) 入札参加者の構成員等の制限

以下に該当する者は、応募企業、応募グループ構成員及び協力企業になれないものとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。

- イ 千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領(昭和60年4月5日制定)又は千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準による指名停止の期間中である者。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定により更生手続き開始の申立をしている者。(同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われている場合を除く。)
- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定により再生手続き開始の申立をしている者。(同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われている場合を除く。)
- オ 商法(明治32年法律第48号)第381条の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- カ 破産法(大正11年法律第71号)第132条又は第133条の規定による破産の申立てを行っている者。
- キ 最近2年間の法人税、法人県民税、法人市町村民税、法人事業税、固定資産税、消費税又は地方消費税を滞納している者。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又はこれに準ずる者が経営し、又は実質的に経営を支配する企業。
- ケ 本事業の業務に関わっている者(当該企業より関係業務について再委託、下請負契約等を受注した者を含む。)及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者
- ・株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-20-4
 - ・東京丸の内法律事務所 東京都千代田区丸の内 1-4-2
 - ・パシフィックコンサルタンツ株式会社 東京都多摩市関戸 1-7-5
 - ・株式会社日本設計 東京都新宿区西新宿 2-1-1
- (注)「資本面において関連のある者」とは、当該会社の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該会社の代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう。

(4) 千葉県入札参加資格の審査申請

本事業の入札において必要な千葉県建設工事等入札参加資格又は千葉県物品等入札参加資格で入札参加資格を認定されていない企業が入札に参加する場合は、当該入札参加資格への申請手続を行い、入札参加表明書の提出までに、当該入札参加資格への認定を受けなければならない。

ア 千葉県建設工事等入札参加資格

(7) 申請書の受付日等

(a) 受付日

平成16年10月28日(木)

(b) 受付時間

午後1時から3時まで

(c) 受付場所

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県県土整備部建設・不動産課(千葉県庁中庁舎7階)

(d) 問い合わせ先

千葉県県土整備部建設・不動産課

電話 043(223)3113

(イ) 認定

申請書を受理した月の翌々月の1日以降に認定する。

イ 千葉県物品等入札参加資格

(ア) 申請書の受付日等

(a) 受付日

平成16年11月2日(火)、9日(火)及び16日(火)

(b) 受付時間

午前9時30分から11時30分まで及び午後1時から4時まで

(c) 受付場所

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県総務部管財課入札室(千葉県庁中庁舎6階)

(d) 問い合わせ先

千葉県総務部管財課財産管理室

電話 043(223)2096

(イ) 認定

申請書を受理した月の翌月の1日以降に認定する。

4 入札手続等

(1) 入札説明書等に関する事項

ア 入札公告

入札公告は平成16年10月26日とし、県報及び千葉県警察のホームページにおいて公表する。入札説明書等については、千葉県警察のホームページにおいて公表する。

http://www.police.pref.chiba.jp/publicity/new_building/ (千葉県警察ホームページ)

イ 入札説明書等の閲覧

入札説明書等の閲覧を以下のとおり行う。

(ア) 閲覧期間

平成16年10月26日(火)から11月10日(水)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(イ) 閲覧時間

午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで

(ウ) 閲覧場所

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県総務部管財課庁舎整備室(千葉県庁中庁舎3階)

なお、原則として入札説明書等の配布はしないので、必要に応じて千葉県警察のホームページからダウンロードすること。また、閲覧に供する資料は、千葉県警察のホームページに登載するものと同様である。

ウ 入札説明会

入札説明書等についての説明会を以下のとおり開催する。

(ア) 日時

平成 16 年 11 月 2 日（火） 午前 10 時から（受付開始午前 9 時 45 分から）

(イ) 場所

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 番 1 号

千葉県庁中庁舎 10 階大会議室

(ウ) 参加申込期間

平成 16 年 10 月 27 日（水）から 10 月 29 日（金）まで *午後 5 時まで（必着）

(エ) 申込方法

説明会に参加される企業は、会社名、申込者氏名、住所、電話及び参加人数等を様式集（様式 1）に記入の上、次の申込先まで電子メールで送付する。

参加については参加企業 1 社につき最大 3 名までとする。

なお、多数の参加希望者があった場合は、参加人数の制限及び時刻の変更を行うこともある。

当日は、入札説明書等の資料配布は予定していないため、各社持参すること。

(オ) 申込先

・千葉県総務部管財課庁舎整備室（千葉県庁中庁舎 3 階）

・電子メール：kanzai9@mz.pref.chiba.jp

エ 入札説明書等に関する質問及び回答・公表

入札説明書等（VE 提案要領、要求水準書（特殊機器）は除く）に記載の内容に関して質問の受付を以下の要領で行う。

(ア) 受付期間

平成 16 年 11 月 4 日（木）から 11 月 12 日（金）まで *午後 5 時まで（必着）

(イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式集（様式 2）に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。

(ウ) 申込先

・千葉県総務部管財課庁舎整備室

・電子メール：kanzai9@mz.pref.chiba.jp

(エ) 回答の公表

質問に関する回答は、千葉県警察のホームページ等で公表する。

オ VE 提案要領、実施設計図書、要求水準書（特殊機器）に関する質問及び回答・公表

VE 提案要領、実施設計図書、要求水準書（特殊機器）に記載の内容に関して質問の受付を以下の要領で行う。

(ア) 受付期間

平成 17 年 1 月 11 日（火）から 1 月 12 日（水）まで *午後 5 時まで（必着）

(イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式集（様式 3,4,5）に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。

(ウ) 申込先

- ・千葉県総務部管財課庁舎整備室
- ・電子メール：kanzai9@mz.pref.chiba.jp

(I) 回答の公表

質問に関する回答は、千葉県警察のホームページ等で公表する。

(2) 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、入札参加表明書等を提出し入札参加資格の確認を受けること。
なお、期限までに入札参加表明書等を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

ア 入札参加表明書等の受付期間、提出先及び提出方法

(ア) 受付期間

平成 16 年 12 月 1 日（水）から 12 月 3 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで

(イ) 提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 番 1 号
千葉県総務部管財課庁舎整備室（千葉県庁中庁舎 3 階）
電話 043（223）2108

(ウ) 提出方法

入札参加表明書等の提出は、受付場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による申請は受け付けない。

イ 入札参加表明書等の作成

入札参加表明書等は、様式集に定めるところに従い作成すること。

ウ 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果通知は、入札参加表明書等を提出した者に対して、書面により平成 16 年 12 月 10 日（金）までに発送する。

エ 入札参加資格がないとされた場合の扱い

入札参加資格の確認により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

平成 16 年 12 月 13 日（月） * 午後 5 時まで（厳守）

(イ) 提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 番 1 号
千葉県総務部管財課庁舎整備室（千葉県庁中庁舎 3 階）

(ウ) 提出方法

様式集(様式31)を提出場所へ持参すること。郵送、電子メール等による申請は受け付けない。

(I) 回答

平成16年12月15日(水)

オ 実施設計の有償頒布等

入札参加資格の確認により、入札参加資格を有するとされた者を対象に実施設計図書の有償頒布及び要求水準書(通信指令システム編、警備部会議室システム編、刑事部会議室システム編)の配付を行う。

なお、有償頒布及び配付する資料については警察本部の機密保持の観点から、有償頒布及び配付された者は、実施設計図書及び要求水準書(通信指令システム編、警備部会議室システム編、刑事部会議室システム編)の使用に関する誓約書を様式集(様式8、様式9)に従い作成すること。

(ア) 実施設計図書

a 申込期間

平成16年12月13日(月)から12月14日(火)まで *午後5時まで(必着)

b 申込方法

様式集(様式6)に必要事項を記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。

c 申込先

- ・千葉県総務部管財課庁舎整備室(千葉県庁中庁舎3階)
- ・電子メール: kanzai9@mz.pref.chiba.jp

d 頒布日時

平成16年12月17日(金)

午前10時から11時30分まで及び午後1時から4時30分まで

e 頒布場所

〒163-1329 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 新宿アイランドタワー29階
株式会社 日本設計 第一建築設計群(担当者: 竹林 正彦)
TEL: 03-5325-7671

f 価格

実施設計図書(金抜内訳書含む) 1部 92,000円(税別)

(イ) 要求水準書(通信指令システム編、警備部会議室システム編、刑事部会議室システム編)

a 申込期間

平成16年12月13日(月)から12月14日(火)まで *午後5時まで(必着)

b 申込方法

様式(様式7)に必要事項を記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。

c 申込先

- ・千葉県総務部管財課庁舎整備室(千葉県庁中庁舎3階)
- ・電子メール: kanzai9@mz.pref.chiba.jp

d 配付日時

平成 16 年 12 月 15 日（水）から 12 月 17 日（金）まで
午前 10 時から 11 時 30 分まで及び午後 1 時から 4 時 30 分まで

e 配付場所

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 番 1 号
千葉県総務部管財課庁舎整備室（千葉県庁中庁舎 3 階）

カ VE 提案書の提出

入札参加資格の確認により、入札参加資格を有するとされた者のうち VE 提案を行う場合は、VE 提案要領に基づき VE 提案書を提出すること。

キ VE 提案審査結果の通知

VE 提案審査の結果については、平成 17 年 3 月 25 日（金）に入札参加者の応募企業又は代表企業に対し、書面で通知する。

ク 応募グループ等の構成

入札参加資格確認後は、応募企業、応募グループの構成員又は協力企業の変更及び追加は原則として認めない。

ケ 入札参加を辞退する場合

参加表明以後、入札参加者が入札を辞退する場合は、様式集（様式 33）を入札執行の完了までに千葉県総務部管財課庁舎整備室に直接持参、又は郵便若しくは信書便（入札日の前日までに到着するものに限る。）により提出すること。

コ 入札参加資格確認基準日

(ア) 入札参加資格確認基準日は、平成 16 年 12 月 1 日（水）とする。

サ 入札参加資格の確認基準日以降の取り扱い

(ア) 入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者に属する企業が、入札時までに、参加資格要件に定める要件のひとつでも満たさない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）は、入札に参加することはできない。

ただし、入札参加者の代表企業以外の構成員及び協力企業が指名停止等に該当する場合は、その理由がやむを得ないと県が認めた場合には、入札参加者は県と協議を行うこととする。協議の結果、入札参加資格を有すると県が確認した場合には、入札参加者の代表企業以外の構成員及び協力企業を変更することができる。

(イ) 入札日以降であって落札者の決定日までに、入札参加者に属する企業が、指名停止等に該当する場合には、当該入札参加者は失格とする。

ただし、協力企業が指名停止等に該当する場合は、その理由がやむを得ないと県が認めた場合には、入札参加者は、県が別途指定する期間内に、当該協力企業を除外し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行う。その内容を県が承認した場合に限り、落札者選定のための審査の対象とすることがある。

シ その他

- (ア) 入札参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (イ) 県は、提出された入札参加表明書等を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 入札方法等

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「入札書類」という。）を次により提出すること。

ア 入札書類の提出（入札書類を持参する場合）

- (ア) 日時
平成 17 年 4 月 27 日（水） 午前 10 時から午後 2 時まで
- (イ) 場所
〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 番 1 号
千葉県総務部管財課庁舎整備室（千葉県庁中庁舎 3 階）
なお、入札書類のうち本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案資料」という。）については、様式集に定められた部数を提出すること（郵便又は信書便により提出する場合も同じ）。

イ 入札書類を郵便又は信書便により提出する場合

- (ア) 日時
平成 17 年 4 月 26 日（火） *午後 5 時まで（必着）
- (イ) 送付先
〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 番 1 号
千葉県総務部管財課庁舎整備室（千葉県庁中庁舎 3 階）
なお、送付に当たっては「千葉県警察本部新庁舎建設等事業入札書類在中」と朱書きの上、郵便の場合は書留により、信書便の場合は書留に相当する方法により送付すること。

ウ 入札に当たっての留意事項

- (ア) 本件入札説明書等の承諾
入札参加者は、本件入札説明書等の記載内容を承諾の上、入札すること。
- (イ) 費用負担
入札書類の作成及び提出等本件入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (ウ) 入札書類の提出方法
入札書類は、様式集に定めるところにより作成し、入札公告に示した日時までに持参、郵便又は信書便により提出すること（電報又はファクシミリによる提出は認められない）。
なお、入札書は封かんの上、提出すること。
入札書類の提出に当たっては、入札参加資格の確認結果通知書の写しを持参すること。

郵便又は信書便により提出する場合も、当該写しを入札書類に同封すること。

(I) 入札代理人等

入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、提出場所に持参すること。ただし、郵便又は信書便による入札の場合は、委任状（開札に立ち会う者の委任状）を入札書類に同封すること。

なお、入札時には身分を証明できるもの（運転免許証等）を持参すること。

(f) 入札の辞退

入札参加資格の確認を受けた入札参加者が、入札書類の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(g) 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(h) 入札金額の記載等

a 予定価格

42,499,814,000 円

予定価格には、消費税及び地方消費税を含み、物価変動率を含まない。なお、県の算定根拠は公表しない。

b 入札金額の記載

入札金額は、様式集の様式107の「県の支出額計」の行の合計額（20年分）を加えた額を記載すること。この際の計算の前提となる金利水準は以下のとおりとし、物価変動率は見込まないものとする。

(a) 施設整備費及び特殊機器整備費の割賦手数料については、元利均等払を前提とする支払金利により算定する。支払金利は基準金利に、様式集の様式42で提案したスプレッドを加えたものとする。基準金利は、東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレートとし、入札時に使用する基準金利は、平成17年4月1日のものとする。

(b) 工事監理費については、次のとおりとするので、入札金額に含めること。

工事監理費 162,958,000 円（消費税及び地方消費税抜き、民間（旧四会）連合協定・建築監理業務委託書に基づく業務）

(i) 入札執行回数

1回とする。

(k) 本件事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

a 著作権

県が提示した参考図書等の著作権は県に帰属する。また、入札に関する提案資料の著作権は入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他県が必要と認めるときは、県は提案資料の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案資料については使用せず、落札者決定後に返却する。

b 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

c 県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

d 複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

e 入札書類の変更禁止

入札書類の変更はできない。ただし、提案資料における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(イ) 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(ロ) 入札保証金及び契約保証金

a 入札保証金

入札保証金は免除とする。

b 契約保証金

SPCは、契約の履行を確保するため、以下のいずれかの方法をとることとする。

(a) 契約保証金を納付する場合

事業者は、建設工事費等相当額と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額との合計額の10分の1に相当する金額以上の契約保証金を本契約の締結時に納付すること。なお、契約保証金は、工事期間中（事業契約締結日から施設引渡し時までをいう。）返還しない。また、利息等の付与も行なわない。

(b) 契約保証金の納付に代える場合

次のいずれかの方法により、建設工事費等相当額と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額との合計額の10分の1に相当する金額以上の金額（証券の場合は額面金額）を、本件工事期間中、提供・保証すること。

ア) 千葉県債証券の提供

イ) 利付国債証券の提供

ウ) 政府保証のある利付債券の提供

エ) 県が確実に認める金融機関又は保証事業会社の保証の差し入れ

(c) 契約保証金を免除する場合

県が確実に認める内容の履行保証保険の付保（事業契約書（案）第14条及び第99条参照。）

(4) 開札

ア 日時

平成 17 年 4 月 27 日（水）午後 3 時

イ 場所

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 番 1 号
千葉県総務部管財課入札室（千葉県庁中庁舎 6 階）

ウ その他

入札参加者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

エ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (ア) 入札参加資格がない者のした入札
- (イ) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (ウ) 所定の日時まで所定の場所に到着しなかった郵便又は信書便による入札
- (エ) 応募グループに当たっては、代表企業以外の者のした入札
- (オ) 入札参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (カ) 記名押印のない入札書による入札
- (キ) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- (ク) 入札参加者及びその代理人のした 2 以上の入札
- (ケ) その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 基本協定の締結

落札者は、落札決定後、県と速やかに基本協定を締結しなければならない。

(6) 事業契約の締結

県は SPC と仮契約を締結する。この仮契約は千葉県議会の議決を経た後に本契約としての効力を生ずる。

5 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「基礎審査」と「加点審査」の 2 段階に分けて実施する。なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることがある。

(1) 選定委員会

審査は、「千葉県警察本部新庁舎建設等事業者選定委員会」(平成16年6月4日設置。以下「選定委員会」という。)が落札者決定基準に基づき行う。選定委員会の委員は次のとおりである。

(敬称略)

委員長	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科 教授
副委員長	中村 玲子	政策研究大学院大学 教授
委員	佐藤 長英	あさひ・狛法律事務所 弁護士
	服部 岑生	千葉大学大学院 教授
	曾根 陽子	日本大学生産工学部 教授
	小澤 慎治	慶應義塾大学理工学部 教授
	泉 隆	日本大学理工学部 教授
	岡 静	千葉県警察本部総務部長
	松原 延治	千葉県総務部理事

(2) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求める必要がある場合は、入札参加者にヒアリングを行うことがある。なお、その場合の詳細な日時等については、別途、入札参加者に対して通知するものとする。

(3) 落札者の決定及び公表

ア 落札者の決定

県は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

イ 結果及び評価の公表

県は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、平成17年6月上旬に千葉県警察のホームページ等で公表する。

6 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

県は落札した応募企業又は応募グループの代表企業及び構成員と基本協定を締結する。

落札した応募企業又は応募グループが基本協定締結時までの間に指名停止等に該当する場合には、基本協定を締結しない。

ただし、落札した応募グループの協力企業が基本協定締結時までの間に指名停止等に該当する場合でその理由がやむを得ないと県が認めた場合には、当該応募グループは、県が別途指定する期間内に、当該協力企業を除外し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行い、その内容を県が承認した場合に限り、県は基本協定を締結することができる。

(2) SPC の設立

ア 出資の条件等

落札者は、本事業を実施するため、SPC を商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社の形態で設立するものとする。県は、落札者と基本協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札者が設立した SPC と事業契約を締結する。

なお、落札者となった応募企業又は応募グループの構成員は必ず SPC に出資することとし、応募企業又は構成員の議決権が全体の 50% を超えるものとする。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

応募企業又は構成員は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他の一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業契約の締結

県は落札した応募企業又は応募グループの代表企業及び構成員が設立する SPC と仮契約を締結する。

落札した応募企業又は応募グループが仮契約締結時までの間に指名停止等に該当する場合には仮契約を締結しない。

ただし、落札した応募グループの協力企業が仮契約締結時までの間に指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと県が認めた場合には、応募グループは、県が別途指定する期間内に、当該協力企業を除外し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行う。その内容を県が承認した場合には、仮契約を締結することがある。

SPC は、事業契約締結までに事業契約書（第 14 条及び第 99 条）に記載の契約保証金の納付等（履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、事業契約締結日までに当該履行保証保険に加入しなければならない。）をし、県を相手方として、事業契約を締結しなければならない。

ア 事業契約書の内容変更

SPC との契約に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

イ 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係る SPC 側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用（事業契約書の作成費用及び県の弁護士費用は除く）は、事業者の負担とする。

ウ SPC の事業契約上の地位

県の事前の承諾がある場合を除き、SPC は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

第4 立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の立地条件

- (1) 計画位置：千葉市中央区長洲 1-10-1 他
- (2) 敷地面積：約 8,912 m²
- (3) 隣接道路：北側 千葉市道市場町 4 号線 幅員約 22m
西側 県道千葉大網線 幅員約 21m
南側 千葉市道長洲 10 号線 幅員約 6.5m(拡幅後)
- (4) 都市計画条件：商業地域
防火地域(一部準防火地域)
駐車場整備地区
- (5) 形態規制：法定建ぺい率 80%
容積率 400%

2 土地の取得に関する事項

土地は、県所有の行政財産とし、建設及び維持管理に必要な範囲を SPC に無償で貸し付ける。

3 施設の概要

(1) 千葉県警察本部新庁舎

- ア 建築面積：3,565 m²
- イ 延面積：43,530 m²
- ウ 構造：地上部（鉄骨造、柱：CFT、11 階塔屋 1 階）、地下部（鉄筋コンクリート造、2 階）

(2) その他付属施設

- ア 駐車場
- イ 給油施設

4 既存建物の概要（解体撤去）

(1) 南庁舎

- ア 敷地面積：6,436m²
- イ 建築面積：2,431 m²
- ウ 延面積：15,060 m²
- エ 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 1 階地上 6 階塔屋 3 階
- オ 竣工：昭和 38 年 3 月竣工、昭和 53 年 12 月増築(794m²)

第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、県とSPCは誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。また、本事業に関する紛争については千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。SPC が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、県は SPC と協議する。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、県は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に盛り込む場合には、民間金融機関と同等の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

3 国庫補助金

本事業は、国庫補助対象事業であり建設費に対する国庫補助金の導入に向けて準備を進めているところである。

4 その他の支援に関する事項

その他の支援については、以下のとおりとする。

- (1) 事業実施に必要な許認可等に関して、県は必要に応じて協力を行う。
- (2) 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、県は SPC と協議を行う。

第7 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

PFI 契約に関する議案を平成 17 年 9 月定例県議会に提出予定である。

ただし、県と SPC が仮契約後、県が県議会に議案を提出する時までの間に落札した応募グループの代表企業及び構成員が指名停止等に該当する場合には県は県議会に議案を原則として提出しない。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、千葉県警察のホームページ等を通じて適宜行う。

3 入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問い合わせは、以下のとおりである。

担 当 部 署：千葉県総務部管財課庁舎整備室、千葉県警察本部総務部会計課
住 所：〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1（庁舎整備室）
受 付 時 間：午前 9 時から午後 5 時まで（土日・祭日及び休日は除く。）
電 話：043（223）2108（庁舎整備室）
F A X：043（224）5188（庁舎整備室）
E - m a i l：kanzai9@mz.pref.chiba.jp（庁舎整備室）
U R L：http://www.police.pref.chiba.jp/（千葉県警察ホームページ）